

徳島県告示第三百二十二号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、自動車税の環境性能割の証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、徳島県税条例第五十二条において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	指定年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地四	一般社団法人全国軽自動車協会連合会徳島事務所	令和二年四月一日